

臨時的任用職員及び特定会計年度任用職員（非常勤講師）の勤務条件等について（令和9年度任用）

福島県教育委員会
特別支援教育課

（注）※記載内容については、今後変更される場合もあります。
※任用期間等により取扱いが異なる場合があります。

2026/10/1現在

（１）常勤講師、養護助教諭、期限付実習助手、期限付寄宿舎指導員

勤 務 時 間	週当たり38時間45分（ただし、校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り）
休 憩 時 間	45分（校長が定めた勤務時間の割り振りにより変更有り）
週 休 日・休 日	日曜日及び土曜日・休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日～1月3日までの日）
休 暇 等	年次有給休暇…採用月数に応じて付与、病気休暇、特別休暇（忌引休暇、夏季休暇等）
給 料（月 額）	基本給与 大学新卒（4年制）の場合 265,200円（1級25号給）（令和8年度）
諸 手 当	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等 退職手当（勤続期間が6か月以上の場合）
支 払 方 法	毎月21日に支給（原則）
昇 給	なし ※任用の都度、給料月額が決定されます
期末・勤勉手当	6月及び12月に支給
退 職 手 当	一般の退職手当は、原則として、退職日から1か月以内に支給されます。失業者の退職手当は、勤続期間が12か月以上で退職した者で、失業状態にある者のうち、一定の条件に該当する場合に支給されます。
公 務 災 害	地方公務員災害補償法の適用あり
社 会 保 険	当初の任用期間が2月を越える場合は、任用初日から加入

（２）特定会計年度任用職員（非常勤講師）

①時間講師	
勤 務 日	校長が定めます
勤 務 時 間	校長が定めます
休 憩 時 間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます
有 給 休 暇	年次有給休暇 週当たりの勤務日数により付与、特別休暇（忌引休暇等）
報 酬	時間単位 3,010円（令和8年度）
費 用 弁 償	通勤手当に相当
支 払 方 法	当該月の報酬は、翌月の7日に支給（原則）
昇 給	なし
期末・勤勉手当	支給対象となる場合があります
退 職 手 当	支給されません
公 務 災 害	労働者災害補償保険法の適用あり
社 会 保 険	国民健康保険等に参加
②医療的ケア非常勤講師（看護師）	
勤 務 日	1週間につき5日以内、1年間に付き210日以内とし、校長が定めます
勤 務 時 間	1日につき7時間45分以内、1週間に付き30時間以内とし、校長が定めます
休 憩 時 間	1日の勤務が6時間を超える場合は、45分とし、校長が定めます
有 給 休 暇	年次有給休暇 週当たりの勤務日数により付与、特別休暇（忌引休暇等）
報 酬	時間単位 2,330円（令和8年度）
費 用 弁 償	通勤手当に相当
支 払 方 法	当該月の報酬は、翌月の7日に支給（原則）
昇 給	なし
期末・勤勉手当	支給対象となる場合があります
退 職 手 当	支給されません
公 務 災 害	労働者災害補償保険法の適用あり
社 会 保 険	厚生年金保険等に参加